

令和7年度相談窓口の開設予定

町では令和7年度の相談窓口を下記のとおり開設します。

4月	15日(火) 10:00～12:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	23日(水) 10:00～12:00	行政書士相談	(役場3階 301会議室)
5月	16日(金) 10:00～12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
	20日(火) 10:00～12:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
6月	17日(火) 13:00～15:00	人権相談・行政相談	(図書館)
	25日(水) 10:00～12:00	行政書士相談	(役場3階 301会議室)
7月	15日(火) 10:00～12:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	18日(金) 10:00～12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
8月	19日(火) 10:00～12:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	27日(水) 10:00～12:00	行政書士相談	(役場3階 301会議室)
9月	16日(火) 10:00～12:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	19日(金) 10:00～12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
10月	21日(火) 13:00～15:00	人権相談・行政相談	(図書館)
	22日(水) 10:00～12:00	行政書士相談	(役場3階 301会議室)
11月	18日(火) 10:00～12:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	21日(金) 10:00～12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
12月	16日(火) 10:00～12:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	24日(水) 10:00～12:00	行政書士相談	(役場3階 301会議室)
1月	16日(金) 10:00～12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
	20日(火) 10:00～12:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
2月	17日(火) 10:00～12:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)
	25日(水) 10:00～12:00	行政書士相談	(役場3階 304会議室)
3月	13日(金) 10:00～12:00	町民法律相談	(役場3階 301会議室)
	17日(火) 10:00～12:00	人権相談・行政相談	(役場3階 301会議室)

※変更が生じた場合は、「広報はとやま・暮らしの『相談室』」又はホームページでお知らせいたします。

※相談は無料で、秘密は厳守されます。申込対象者は、町民の方が対象となります。

相談日の3開庁日前までに事前予約が必要です。下記問合せ先までお申込みください。

お申込みは、平日(土・日・祝日及び年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで。

【問合せ先】 鳩山町 総務課 職員・人権政策担当 TEL : 049-296-1211





相談内容



相談名	相談内容等	相談員
人権相談	・差別、いじめ、嫌がらせ等人権に関する問題 など ・相談対象者：鳩山町在住者	人権擁護委員
行政相談	役所の仕事（国の仕事、独立行政法人・特殊法人等の仕事、県・町の仕事など）に対して、 ・苦情がある ・困っていることがある ・説明や措置などに納得がいかない など ・相談対象者：鳩山町在住者	行政相談委員
町民法律相談	・法的な解釈が必要な場合 ・法律が関係していると思われるトラブルなど ・相談対象者：鳩山町在住者 ・1日の相談は1人30分で、4人の方まで予約可能です ・多くの町民へ相談機会を設けるため、同一人による同じ相談は1回のみ受け付けます（無断キャンセルも回数加算） ・町を相手方とする相談は、受け付けできません	弁 護 士
行政書士相談	・紛争のおそれのない遺言、相続に関する相談 ・許認可申請等官公署提出書類作成について など	行 政 書 士

※事前予約が必要です。より多くの町民の方にご利用いただくため、諸条件を設けております。
お申し込みの際に、担当よりご説明させていただきます。

相談名	相談内容等	相談員
消費生活相談	・事業者とのトラブルなど消費生活全般に関する相談や問合せ 【問合せ先】鳩山町消費生活センター（TEL：049-296-5895） 【相談日時】毎週木曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前10時～12時、午後1時～3時	消費生活相談員
女性相談	・ドメスティックバイオレンス（DV）、セクハラ、ストーカー等の悩みに関すること 【問合せ先】鳩山町総務課人権政策担当（TEL：049-296-1211） 【相談日時】月～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分	人権政策担当職員
犯罪被害者等支援総合相談	・犯罪の被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族の方を対象に生活相談や行政サービスなどの相談 ・関係部署・関係機関に関する情報提供・橋渡しを行います 【問合せ先】鳩山町総務課人権政策担当（TEL：049-296-1211） 【相談日時】月～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分	人権政策担当職員